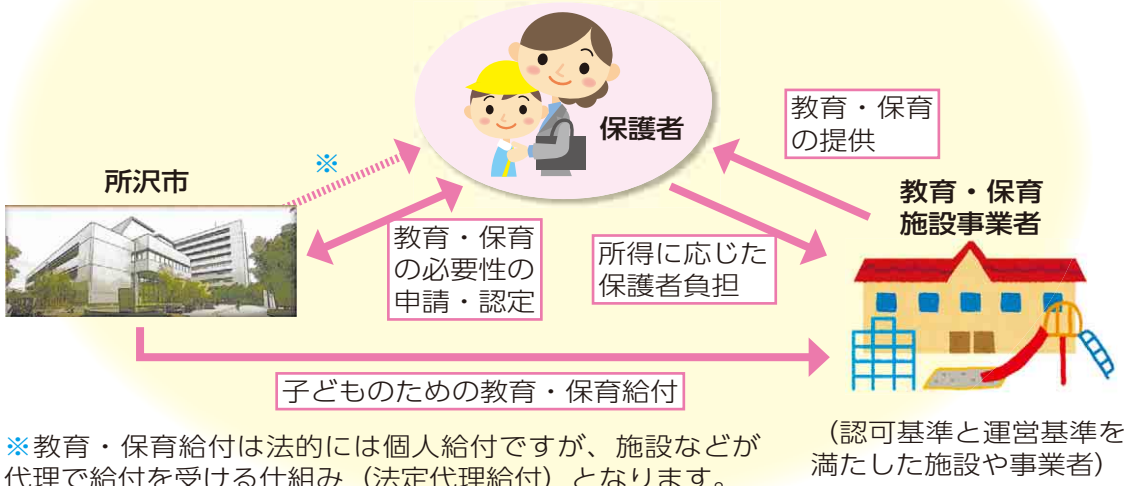


教育・保育の利用イメージ

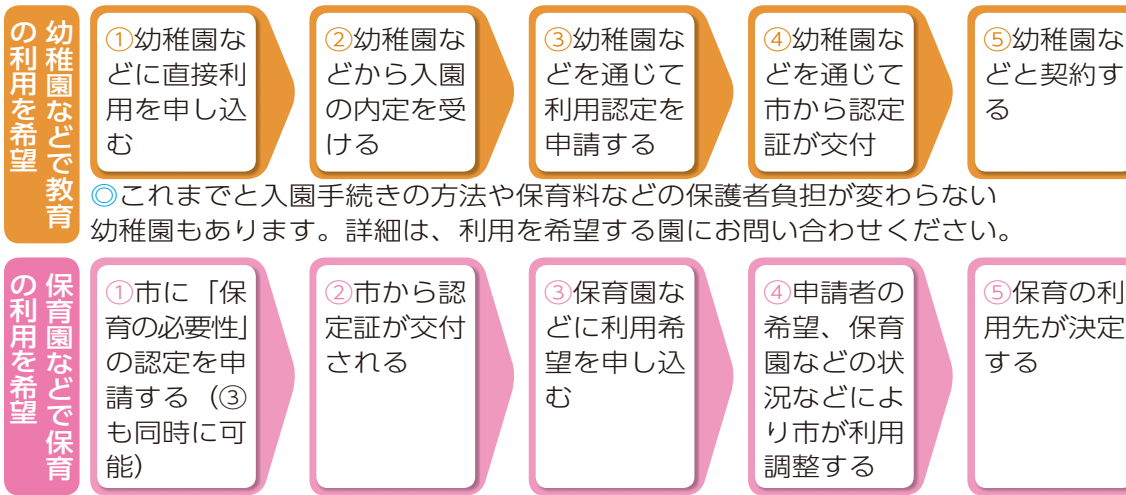
新制度では、保護者が市に教育・保育の必要性を申請し、それに基づいて市が認定を行います。
認定を受けた保護者が、認可や運営の基準を満たした施設や事業者を利用した場合に、市から給付が行われる仕組みです。



※教育・保育給付は法的には個人給付ですが、施設などが代理で給付を受ける仕組み（法定代理給付）となります。

(認可基準と運営基準を満たした施設や事業者)

利用の流れ



子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的として「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月からスタートする見込みです。
新制度では、幼稚園や保育園などの教育・保育施設や、地域の子育て支援の利用方法が変わりますので、手続きの流れなどをお知らせします。
◎平成27年4月からの教育・保育施設の入園申し込み手続きは、広報とろろ10月号でお知らせします。
☎子ども支援課新制度担当 ☎2998-19415

◆1号認定(教育標準時間認定)
対満3歳以上で教育を希望する場合
利用先 幼稚園、認定こども園

◆2号認定(満3歳以上・保育認定)
対満3歳以上で、保育の必要な理由に該当し、保育園などでの保育を希望する場合
利用先 保育園、認定こども園

◆3号認定(満3歳未満・保育認定)
対満3歳未満で、保育の必要な理由に該当し、保育園などでの保育を希望する場合
利用先 保育園、認定こども園

はじまります！「子ども・子育て支援新制度」

「歩きたばこ」をなくしましょう！

市では「所沢市歩きたばこ等の防止に関する条例」を定め、歩きたばこなどの防止に努めています。
より一層の喫煙マナーの向上のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。



①公共の場所では喫煙を制限

屋外での公共の場所では、歩きたばこ（自転車乗車中も含む）などの喫煙をしてはならない努力義務を定めています。ただし、一部除外規定として次のとおり喫煙ができることとしています。
▶公共の場所を管理する者が指定した灰皿などが設置されている場所で喫煙するとき
▶携行用吸い殻入れを使用し、立ち止まって喫煙するとき

②駅周辺などの道路は禁煙

駅周辺などの道路上8地区を路上喫煙禁止地区に指定し「路上喫煙禁止地区」と表示（上のマーク参照）しています。
なお、路上喫煙禁止地区の道路上は禁煙となりますが、市が設置した指定喫煙所（6駅10カ所）では、喫煙できます。▲新所沢駅西口の指定喫煙所



③たばこの吸い殻のポイ捨てを禁止

吸い殻をみだりに捨てることは、火災の原因となったり、街の美観が損なわれたりすることから、市内全域で禁止されています。

☎生活環境課 ☎2998-9370

平成25年度「情報公開・個人情報保護制度」の実施状況

下記以外の詳細は、市HP、および市役所1階市政情報センターでご覧になれます。

◆情報公開制度の実施状況

①請求・申出の受付処理件数（請求…請求権者が請求した場合 申出…請求以外の場合）

| 区分 | 受付件数 | | | | 決定等の状況 | | | | |
|-------|------|-----|----------|----------|-----------|-----------|-----------|--------|--------|
| | 件数 | 文書 | 種別 | 件数 | 文書 | 公開 | 部分公開 | 非公開 | 取下げ等 |
| 市長部局 | 342 | 860 | 請求 申出 | 339 3 | 844 16 | 173 3 | 666 12 | 4 1 | 1 0 |
| 教育委員会 | 6 | 21 | 請求 申出 | 5 1 | 12 9 | 8 7 | 4 0 | 0 2 | 0 0 |
| 議会 | 5 | 95 | 請求 申出 | 5 0 | 95 0 | 25 0 | 70 0 | 0 0 | 0 0 |
| 農業委員会 | 1 | 1 | 請求 申出 | 1 0 | 1 0 | 0 0 | 0 0 | 0 0 | 1 0 |
| 上下水道部 | 11 | 18 | 請求 申出 | 10 1 | 17 1 | 13 0 | 4 1 | 0 0 | 0 0 |
| 合計 | 365 | 995 | 請求 申出 | 360 5 | 969 26 | 219 10 | 744 13 | 4 3 | 2 0 |

◎上記以外の区分への請求・申出はありませんでした。

◆個人情報保護制度の実施状況

①請求・申出の受付処理件数

| 区分 | 受付件数 | | | 決定等の状況 | | | | | |
|-------|------|-----|----|--------|-----|-----|-------|------|------|
| | 件数 | 文書 | 開示 | 部分開示 | 非開示 | 訂正等 | 部分訂正等 | 非訂正等 | 取下げ等 |
| 市長部局 | 38 | 101 | 72 | 12 | 16 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 教育委員会 | 2 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 40 | 107 | 78 | 12 | 16 | 0 | 0 | 0 | 1 |

◎個人情報保護制度における請求は、開示・訂正・削除・目的外利用等の中止を指します。是正の申出と上記以外の区分への請求はありませんでした。

②個人情報取扱事務の届出件数…856件

◆会議の公開に関する実施状況

| 区分 | 傍聴できた会議 | | 傍聴できなかった会議 (一部傍聴可含む) | | 合計 | |
|-------|---------|------|-------------------------|------|-----|------|
| | 件数 | 傍聴者数 | 件数 | 傍聴者数 | 件数 | 傍聴者数 |
| 市長部局 | 87 | 165 | 413 | 2 | 500 | 167 |
| 教育委員会 | 24 | 23 | 4 | 0 | 28 | 23 |
| 上下水道部 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 |
| 合計 | 114 | 188 | 417 | 2 | 531 | 190 |

【区分】市長部局、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道部、議会

☎市政情報センター ☎2998-9206